

水道事業将来構想調査委員会作業部会運営要綱

(目的)

第1条 作業部会は水道事業将来構想調査委員会（以下「委員会」という）規約第3条に規定する所掌事項の達成に必要な調査・研究及び委員会の運営を円滑にすることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 作業部会は委員会規約第3条に掲げる事項の調査・検討に必要な作業を行う。

(組織)

第3条 作業部会は作業部会長1名、副作業部会長1名及び作業部会員をもって組織する。

- 2 作業部会長は委員会の会長が所属する事業体の作業部会員を充てることとする。
- 3 副作業部会長は作業部会員の中から互選する。
- 4 作業部会員は各市町、水道企業課及び東部広域水道事務所の課長補佐相当職とする。

(職務)

第4条 作業部会長は、作業部会を代表し、会務を統括する。

- 2 副作業部会長は作業部会長を補佐する。

(作業部会)

第5条 作業部会は必要に応じ作業部会長が招集し、その議長を務める。

- 2 作業部会によって調査・検討した事項は、委員会に諮り、承認を得ることとする。
- 3 作業部会長は、必要に応じて作業部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 作業部会の庶務は委員会の事務局が行う。

(経費)

第6条 作業部会の運営に要する経費は、委員会の会費をもって充てる。

(その他)

第7条 この運営要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会長が委員会に諮って定める。

附 則

この運営要綱は、平成18年6月1日から施行する。